

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算について

当院はオンライン資格確認・請求を行う体制を有し、薬剤情報、特定検診情報、その他必要な情報を取得活用して診療を行い、質の高い医療の提供に努めています。この体制により令和6年6月1日から、「健康保険法」の診療報酬上の規定に基づき医療情報取得加算として、以下の点数を算定します。

【マイナ保険証を利用しない場合】

【マイナ保険証を利用しても診療情報提供に同意されない場合】

医療情報取得加算 1・・・初診時 3点(月1回)

医療情報取得加算 3・・・再診時 2点(3ヵ月に1回)

【マイナ保険証で診療情報提供に同意された場合】

【他院からの紹介状をお持ちの場合】

医療情報取得加算 2・・・初診時 1点(月1回)

医療情報取得加算 4・・・再診時 1点(3ヵ月に1回に限る)

医療 DX 推進体制整備加算・・・初診時 8点(月1回)

※ マイナ保険証は月1回ではなく、受診の都度毎回確認が必要です
(健康保険法施行規則第53条等)

※ 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします

情報通信機器を用いた診療について

当院では、かかりつけ患者様を対象に情報通信機器を用いた診療を行っております。

情報通信機器を用いた診療(オンラインでの診療)の初診患者さん(初めての診察や、受診の間隔が空いた方)に対して向精神薬の処方はいたしません。また、基礎疾患等の情報が把握できていない患者さんに対する、特に安全管理が必要な薬品(精神神経用剤、糖尿病用剤等)や、8日分以上の処方也不能せん。